

平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年5月20日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年5月20日 午後3時20分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

1. 地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書について
2. その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	川上 文 浩	副委員長	天羽 良 明
委員	林 則 夫	委員	伊藤 健 二
委員	山田 喜 弘	委員	伊藤 英 生
委員	伊藤 壽		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 (1名)

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納 正 佳	総務部長	古山 隆 行
財政課長	渡辺 達 也	秘書課長	前田 伸 寿

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田 陽 子	議会事務局 書記	熊澤 秀 彦
-------------	--------	-------------	--------

委員長（川上文浩君） 皆さん、こんにちは。

きょうは可児商工会議所との意見懇談会を済ませまして、皆さん方には引き続き委員会のほうにおつき合いいただくということになりました。

どういったことかという、今話題になっております地方公務員の給与改定に関しまして、地方交付税もこれで予算が通りまして、減額されている中で職員の給与を改定していくという案が出ておまして、これに対する意見書というものを添えたいというふうな思いがありまして、皆さん方に御足労願っております。

きょう、各課からこれにかかわる説明をいただいた後、意見書を取りまとめまして、6月の本会議の初日に意見書を提出したいというふうに思っておりますし、今後は三役も出てまいりますし、職員のほうも、例えば削減ということになってきた場合に、じゃあ議会はどうするのかということにもなってくると思いますので、総務企画委員会は財政のほうを所管しておるところということで、こういったことに関しましても、しっかりと勉強した上で6月議会に臨んでいきたいというふうに思っておりますので、きょうは委員会のほうを始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、総務企画委員会を始めさせていただきます。

協議題の1、地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書についてにかかわりまして、きょうは経済企画部長、そして総務部長、財政課長、秘書課長においでいただいております。今までのこういった改定の流れですとか、地方交付税の減額に対する流れ、こういったものを執行部のほうから説明していただきますので、よろしく願いいたします。総務部長（古山隆行君） よろしく願いします。

今、御案内のように、議会のほうで意見書を検討されているということで、私どものほうへ入っております国からの減額の要請の内容ですとか、あるいは地方交付税の可児市への影響分というようなことについて、御説明をさせていただきます。

報道等に出ておりますけれども、国家公務員の給与につきましては、現在、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律でもって平成24年度、平成25年度の2カ年間、平均7.8%の減額ということになっております。この理由は、日本の厳しい経済状況に対応することと、東日本大震災への対処を行うということとでありますけれども、この国家公務員給与の削減が閣議決定されましたけれども、地方公務員給与についても国に準じて削減を要請するということが平成25年の1月に閣議決定されまして、総務大臣から要請書が届いております。

後ほど現物でもって補足説明をさせていただきますけれども、概略、この要請書は、日本再生に向けて国と地方が一丸となるということと、それから消費税の増税に向けての国民の理解のために、公務員が率先してその姿勢を示すというようなことが理由で示されております。

この大臣からの要請書は、知事、それから市区町村長、それから県議会の議長、そして市

町村の議会の議長にも届いているというふうに承知しております。

具体的な数字の内容では、一般職は平均7.8%ですけれども、基本的には、地方公務員については国家公務員とのラスパイレズ指数を問題にして、そこまで下げるとというのが、ありていに言うとそういうことであります。

期末・勤勉手当については、国と同じ9.77%を基本とすると、あるいは管理職手当は一律10%を基本とするという内容でございます。特別職については、各団体に判断しなさいということ。そして、市議会議員については、国会議員が自主的に取り組んでいるということをお勧めして、各議会で判断してほしいというふうに書かれております。

なお、地方交付税については、既に法改正がなされましたし、予算も成立しておりますが、国全体で0.9兆円を地方公務員の給与削減と、減額として削減するということになっております。

これに対して、地方六団体のほうは、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの手段にすると、あるいはこれまでの地方の人件費抑制の努力を考慮しないで、ラスパイレズ指数の単年度比較だけをするということはあるていどないというふうに言っております。

また、せんだって4月25日に岐阜県の市長会が決議をいたしまして、こちらも同様ですけれども、地方の固有財源である地方交付税を一方的にカットして、給与削減を強引に要求するというのは、地方分権の流れに著しく反して、断固許されるべきものではないというふうに決議をされております。

市の方針といいますか、市長の方針ということになるかと思いますが、考え方はこの岐阜県の市長会で決議されたとおり、地方分権の流れに著しく反し、許されるものではないという考え方でありまして、現実的な財源不足、地方交付税が減らされてくるということへの対応も、あるいは考慮も必要ということで、現在、可児市の方針、市長の方針としては検討中であるということでありまして。

多くの市町村でも、今、横にらみをしている状態で、なかなかはっきりと明言したところはないというような状況でございます。

もう少し詳しく、秘書課長のほうから補足説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、私のほうから資料に基づき、御説明をさせていただきます。

それでは、次第をはねていただきまして、平成25年5月20日委員会資料1、公務員の給与改定に関する取り扱いということで、先ほど部長が申し上げましたように、ことしの1月24日、閣議決定が行われた内容の書面でございます。

この書面の1から4につきましては、平成24年度の人事院勧告に伴う内容でございます、給与削減に関するものにつきましては5番でございます。

こちらを読ませていただきますと、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減など行財政改革の取り組みが進められてきたところであるが、一方で、

東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するという内容でございます。

これが、閣議決定で地方公共団体に削減を要請された内容でございまして、次の資料2が地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づく要請書というものでございまして、4段落目の「また」から、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたところではありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていますということで、こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたしますということで、閣議決定の内容をそのまま、一応要請ということで、全国の知事、それから指定都市、都道府県議会議長、指定都市の議会議長宛てに出されておりました、県内の市区町村長に対しても指示するという内容でございまして、

これが要請書でございまして、めくっていただきまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要ということで、資料3でございます。

につきましては、人事院勧告による給与改定の内容でございますので、減額措置に係るものにつきましては、の給与減額支給措置というところでございます、国については期間が平成24年の4月から平成26年の3月までということで、平成24年度、平成25年度実施するというものでございます。

まず1つ目ですが、一般職給与法適用者ということで、俸給月額については、本省の課長室長相当職以上が9.77%、それから本省の課長補佐・係長相当職員、6級から3級でございますが7.77%、それ以外の1・2級の方につきましては4.77%の削減を実施しておると。

それから、次に俸給の特別調整額ということで、管理職手当でございますが、これにつきましては一律10%、1割を削減しておると。

次に、期末手当・勤勉手当につきましては一律9.77%削減しておると。

それから、委員、顧問、参与等の日当につきましては、上限額を9.77%削減と。

それから5番で、地域手当等の俸給月額に連動する手当の月額、減額後の俸給月額の月額により算出して減額をしておるということでございます。

これが一般職でございまして、2つ目が特別職ということで、1つ目に、内閣総理大臣につきましては3割、それから国務大臣・副大臣クラスにつきましては2割、大臣政務官クラ

ス、常勤の委員長等、大公使等は1割ということで実施をしております。

2つ目に期末手当ということで、内閣総理大臣以下一律9.77%です。それから、非常勤の委員等については上限額を9.77%、秘書官は一般職給与法適用対象者に準じて措置をしているということです。

3の防衛省につきましては、特に可児市については関係ございませんので割愛させていただきます。

それから4番目、その他ということで、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するというところで、概要が説明をされているところでございます。

めくっていただきまして、資料4でございます。

一応、国の減額については先ほどの概要の中で御説明しましたが、今度は国からの要請の内容でございまして、地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方ということで説明がされております。

趣旨としては、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応していくと。今後、消費税増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重要ということでございます。

2つ目に、国の給与減額支給措置の内容ということでございまして、年収における平均減額割合は7.8%ということでございます。

国はそうでございますが、3については国に準じた取り組みということで、(1)で対象職員等、一般職については下記の2ということでございまして、先にこちらを説明いたしますと、具体的な取り組みの目安ということで、給料については、ラスパイレス指数と参考値との差が国の減額支給措置による相対的な給与水準の上昇部分と捉えられることから、この部分を引き下げということで、国が減額したことによって、可児市のラスパイレス指数が106.7という状況になっておりますので、要請としては、この6.7分を下げた100以下にしたいという要請でございます。国が今回減額しなければ、可児市のラスパイレス指数は98.6という状況でございます。下げたことによって106.7になったということでございます。

ただし、各団体において既に給与抑制措置を踏まえた取り組みを行われている場合は、そういった措置をいただきたいということでございます。

それから手当でございますが、(イ)の給料に連動した手当、これにつきましては地域手当とか寒冷地手当等でございますので、可児市にはございません。可児市の場合、対象になってまいりますのが、口の期末・勤勉手当ということで、国に準じた9.77%の減額を基本とすると。八の管理職手当は、一律10%の減額を基本とするということで、1割減額しなさいよという要請でございます。二については、減額の対象とはしない、実費弁償的なものでございますので、関係ございません。

一般職については、この(2)のA、Bが減額の要請対象でございます。

それから、(1)へ戻っていただきまして、特別職でございます。具体的な減額内容については、各団体において判断をなさいたいという内容でございます。

それから 番が議員でございます。国会議員については、立法府の自主的判断として取り組まれているということから、各議会において判断してくださいという内容でございます。

につきましては、臨時・非常勤職員でございます。給与水準を鑑みて判断をしてくださいということでございます。

それから、要請スケジュールでございますが、遅くとも平成25年7月からの施行に向けて条例改正を行うことということで示されております。

5の取り組み状況の調査等につきましては、ことしの2月以降、各地方公共団体の取り組み状況等随時調査をして、公表をされておるというところでございます。

以上が削減の内容でございます。

委員長（川上文浩君） よろしかったですか。

地方交付税のほうもあわせて、説明のほうお願いをしたいと思います。

財政課長（渡辺達也君） 続きまして、財政課のほうからは、資料の5番、次の資料でございますが、平成25年度地方財政対策のポイントというものをまず説明させていただきます。

この地方財政対策というのは、これは地方財政計画という、大きな地方の財政計画の基本的な考え方とか、そういうもののエッセンスを示したものでございます。

この、1番に通常収支分と2番目に東日本大震災分というのがございますが、通常はこの地方財政計画というのは1つの枠なんですけど、昨年から東日本大震災絡みで東日本大震災分というのが入っていると、そういう状況が違ってまいります。

この通常収支分の中で、一般財源総額でございますが、59.8兆円とございます。この一般財源の中で、上から3つ目の地方交付税、これが17.1兆円という形で、平成25年度は組み込まれております。

この中の内訳といたしまして、先ほど来お話しございましたが、地方公務員の給与費の臨時特例ということで、いわゆる基準財政需要額の人件費部分が削減されると。これは国家公務員と同様の給与削減を実施するというを前提として、地方公務員の給与削減ということで、給与削減額が0.9兆円というものでございます。

これは、ちょっと蛇足にはなりますけど、私どもの職員の中でも余り理解していない者も多いようでございますけど、じゃあこの0.9兆円が東日本大震災の被災地に、国家公務員が身銭を切って、法律で身銭を切られていくように、その原資として行くというものではございません。この0.9兆円は何に身がわりになるかといいますと、その下の防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応ということで、ここに3つぼつがあります。全国防災事業費に0.1兆円、次に緊急防災・減災事業費に0.5兆円、3つ目に地域の元気づくり事業費、これに0.3兆円、この3つを合わせますと、ちょうど上の給与削減額の0.9兆円に見合うものでございます。すなわち給与費の削減、地方財政計画という一つのフレームの中で置きかえをしているだけでございますので、この地方財政計画の財布の中から、そこの米びつからつ

まんで国の財政のほうへ持っていかるとか、そういうものではございません。そういう形になっております。

それで、このマクロの部分で、続きまして資料の6でございますが、ではその0.9兆円が可児市にはいかに影響があるかということでございますが、地方交付税の影響額でございますが、まず1番目に給与削減影響額、国が簡易な試算方法により算出しております。これによりますと、影響額が約1億7,000万円減額と、基準財政需要額の人件費分の相当分がカットされているというところでございます。

これは、ここに参考で、内訳でございますが、どうやって算定するかといいますと、基準財政需要額の平成24年度、これに一定のパーセンテージを掛けるとその削減額が出てくるということで、この参考の欄にございます大都市から町村まで、一般市ですと大体1.2%ぐらいが削減の係数になってくるということで、これは単純に可児市が割り戻してやったんですけど、可児市の場合はマイナス1.11734%というものでございます。

一方で、そうはいうものの、各市町村、国のほうも、各それぞれの市町村で不断の行財政改革に対する取り組みというのは重々承知しております。ですので、それぞれの人員削減、職員削減の努力というものは考慮してあげましょうということで、その影響額が4,862万2,000円となっております。

これはどういう形でなっているかといいますと、ここに旧可児市と旧兼山町それぞれの算式で、可児市は4,862万2,000円。この計算の方法でございますけど、まず $\frac{\text{ラスパイレス指数による係数}}{\text{ラスパイレス指数}}$ がございまして、 $\frac{\text{ラスパイレス指数による係数}}{\text{ラスパイレス指数}}$ のラスパイレス指数による係数、これは平成24年のラスパイレス指数と平成20年から平成24年の過去5年間のラスパイレス指数の平均、小さいほうの値と国と同水準である100との差額から算出というようなこと書いてございますが、こういった係数と、次がこれまたいろいろ議論があるところでございますが、職員の削減率ということで、ではどこの削減努力を比べているかといいますと、これは全国一律の削減率の比較をしておるわけでございますけど、過去5年間、平成20年から平成24年の職員数の平均と、20年前の平成5年から平成9年の職員数の平均、ここから削減率を算定しているというものでございます。

これによりますと、可児市といいますのは、この括弧内の、可児市は平成5年から平成9年までに521人から、この直近の5年間507人ということで、削減数が14人削減しております。削減率になりますと0.0269ということで、これが隣の全国平均でいきますとマイナス0.1615ということですので、全国平均のほうが削減率が大きいと。

ですから、捉えたところによりまして、可児市はもう市制30周年に向かっておりますけれども、30年以上前から人数を抑制しながらやってきたと、そういう努力というのが、ある一定の期間だけの比較でやられてしまっているということで、全国平均より低い数字が出ています。こういうのを努力として見てあげましょうということでございますので、最初に単純に1番目の影響額1億7,000万円から、それぞれの自治体の努力としてのプラス4,800万円、可児市の場合は、プラス・マイナスしますと、3番目の交付税への影響額というのが約1億

2,000万円と、一番下でございます。これが、基準財政需要額から削減されますよというものでございます。

申し上げるまでもございません。地方交付税というのは地方の固有の財源でございますので、地方交付税の算入上の理論算入ということでございますけど、決してそれがそのまま人件費とかそういうものに直接反映されるというものではございませんので、あくまでも地方の固有の財源として、標準財政規模が10万人の団体で比較してどうかという中でいただいたお金を、地方の独自の、主体的に使わせていただくと、そういう財源でございますので、あくまでも理論上はそういう形で出てくるというものでございます。

続きまして資料7番でございますが、これは秘書課長からも話がございましたが、県内の市町村の給与削減影響額がどれだけかと。それに対する、これは地域の元気づくり推進費、先ほどの職員の削減に対する取り組み度、そういうものを考慮して、それをあわせたものが基準財政需要額として反映されているというものでございます。

繰り返しになりますが、可児市の場合は、国が7.8%削減する前のラスパイレス指数98.6が、国が削減した後は106.7になっておりますので、それを引き下げるように要請がされているというものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） 説明していただきました。

今までのところで御質問等ございます方は、挙手をもってお願いいたします。

いかがでしょうか。

私からちょっといいですか。ちょっとお聞きしたいのは、今の財政課長説明の中で、基準財政需要額への影響額ということで、係数を掛けてやっていきますよね。例えば、この数年のうちに市民病院なんかがなくなって、大きく職員数が減ったということは、当然この影響額というものがプラスされる部分が大きくなっていくというふうに捉えていいわけですか。財政課長（渡辺達也君） 御指摘のとおり、この近隣でも非常に首長がかわりまして、積極的に行財政改革、特に職員削減に取り組んだような自治体は、それなりに数字的に反映されております。そこがどうなんでしょうかねと。これまで余りそういうことを一生懸命になっておらなかったところが、ちょうどこの過去5年間で一生懸命やられたところ、そこがきちんとダイレクトに反映されていると。そういうものは、それぞれの自治体の中・長期的な職員抑制施策に対するそういった反映というのが、特に可児市の場合は、かねてから、30年以上前から市制施行以来やってきた、そういうのがどうなんでしょうねということが言えるかと思えます。

委員長（川上文浩君） はい、わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

委員（伊藤健二君） 最後に説明された資料ナンバー6の1と2及び3の数字の意味ですが、個々の数字の計算式と、それは御説明いただいたとおりかと思えます。

それで、最後の3番目、地方交付税への影響額で1億2,168万円余というふうになるわけですが、これはその前の給与影響額マイナス1億7,000万円に、地域の元気づくり推進費、

ナンバー 2 の部分を足して、プラス分で都合、合計の数字が 1 億 2,000 万円ということですよ。

これは、給与のほうをこのまま要請を受けて、言われるとおりに計算すると 1 億 7,000 万円のマイナスになって、そうした措置を前提にして追加補正された地域の元気づくり推進費で予算が上乘せされているという理解をして、差し引き 1 億 2,000 万円という意味はあんまり、これ自体が何か意味を持つ数字であるんですかね。これをお願いします。

財政課長（渡辺達也君） 削減とプラスになるのが、それぞれ増減いたしまして、結果的に基準財政需要額として、その部分が理論的には 1 億 2,000 万円ほど減らされてきますよということ。

委員長（川上文浩君） そのほか、よろしいでしょうか。

これは、例えば条例改正しようとする、今年の 7 月から来年の 3 月までということですよ。

秘書課長（前田伸寿君） 資料ナンバー 9 を見ていただくと、これは総務大臣から市区町村議会議長宛ての手紙というか、要請文がありますね。これの 2 枚目を見ていただくと、右から 3 行目ですね。平成 25 年度に限ってという形での要請でございますので、現段階では平成 25 年の 7 月から来年の 3 月までということでございます。

委員長（川上文浩君） もう 1 点いいですか。

じゃあスタートは別に決められていないということですよ。

秘書課長（前田伸寿君） それにつきましては、先ほどの資料の 4 を見ていただいて、4 番目スケジュールでございますが、遅くとも平成 25 年の 7 月からの施行に向けてということと条例改正をしてくださいという要請でございます。

委員（伊藤英生君） 市としては、これを突っぱねた場合、どのような影響があると判断されていますか。財政的な面と、それからもう一つ、社会的な反応の面でお答えください。

財政課長（渡辺達也君） それでは、財政的な面で見ますと、理論的にはいただけるものがないと。1 億 2,000 万円、基準財政需要額、一般財源としましてですね。

じゃあ、その足らず米を、給与の分をほかから補填しないといけないかという形になるかと思えます。そのときに、その財源をどこから持ってくるんですかというお話になったときに、一番わかりやすく申し上げれば、今歳出で組んでおる市民サービス、市民の皆さん方にやっているサービスで、そこで 1 億 2,000 万円使っている、当て込んでいるやつを、我々の給料のために申しわけないですけど下さいよと言え、これは御指摘のとおり市民サービスの低下になりませんかという形になるかと思うんですけど、じゃあこの 1 億 2,000 万円というオーダーの数字が、この 270 億円の可児市の一般会計の財政規模の中で、どれだけの影響を与えるかどうかという一つのあれとしまして、毎年繰り越しとして、決算剰余金ですが、過去 5 年間でも 14 億円ぐらい出ております。

そういう中で、去年でも地方交付税というのはなかなか見込みづらいということで、アップダウンしたりはするんですけど、この程度の額については、我々は最初に申し上げたよう

な行政のサービスを執行停止して財源を持ってくるとか、そういう形はやらなくても十分に、言い方は悪いかもしれませんが、のみ込めるといって考えておりますので、実質的に今年度の新年度予算の市民サービスに充てる財源に影響を与えるということはないというふうに考えております。

秘書課長（前田伸寿君） もう1つ、社会通念上の問題の影響でございますが、基本的には、可児市におきましては、今まで人事院勧告につきましては国の勧告どおり実施をしております。こういった要請による減額というのは、今までいたしておりませんので、これによってどんな影響が出るかというのは、現段階ではわからないということが正直なところでございまして、現段階で、県は別に、岐阜県内で削減を実施するというのは、下呂市だけが発表されておいて、ほかの市についてはまだ様子見ということですので、現段階でそれについてどのような影響が出るかというのは、ちょっと今お答えできる段階ではないというところでございます。

委員長（川上文浩君） そのほか、よろしいでしょうか。

委員（林 則夫君） この件については、この前の委員会的时候に僕は申し上げたわけですが、企画経済部長と総務部長には顔を合わせるたびに、僕は地方交付税、正確には地方交付金と言ったほうがわかりやすいと思うんですけども、この件については、本当に顔を合わせるたびにいろいろ申し上げておるわけですが、この地方交付金というのは言ってみるとちょっと瑕疵があるわけなんですよね。

要するに、できの悪い市町に対して手厚く、できのいい市町に対しては非常に冷酷な制度なんです。だから、その辺を何とか改正せんといかんよということを僕はここ30年余り言っているわけなんです。例えばこの近辺におきましては、下呂、高山、飛騨、郡上あたりは、地方交付金の占める割合が、自主財源のうち30%から40%ぐらい行っているわけなんです。

だから、今回のように職員給与の下げを検討するんだったら、まず地方交付金をたくさんもらっているような市町から考えなさいということをして市長会で言うように、この前言いましたわね。

それで、僕はこの地方交付金というのは、大体人口割と面積割が基本になっているわけなんです。それで、僕はその上に均等割も考えたらどうかということをして随分前から申し上げているわけなんです。ただ、ただのものはいただいたほうがいいもんですから、可児市の場合は優良な自治体だもんですから、非常に少ないですね、1割切っていますね。9.8だったかな、ことしは。そんなあれですので、何につけても不利な状況になってくるんですよ。

可児市の場合なんか、本当に10万人都市だったら1,000人ぐらい職員がおっても普通ですわね、どこでも。それを、500人そこそこでやっているというのは並大抵の努力ではないし、職員も頑張っただけでこうなっているわけなんです。ところが、赤字になり始めると地方交付金で負担してもらえんというようことで、言ってみればやりたいことをやって、その上で交付金で補填していくというような考え方自体が、僕はちょっとその辺は是正する必要がある

ということで、いつも両部長には申し上げているわけなんですけど、今回のこの話が出たときに、可児市は本当に一生懸命やっているんだから、いろんな努力があった結果が今のこうした財政指数も良好な状況にあるわけなんだから、可児市は給料の削減ですか、これはやるべきじゃないということは市長会でも言ってくれということ、この間、副市長にもきちんと言っておきましたので、その辺のことも十分考慮された上でやっていかれるとよろしいかと思えます。

これは財政課長、君は前任者でよくわかると思うけど、国民健康保険、それから介護保険、あれなんか全部、可児市のような優良な自治体は不利な状況にあることは承知しているでしょう。だから、君たちは十分承知の上で言うけれども、そういうことが言えんもんだからやっているんだけれども、その辺のことも十分考慮した上で考えてほしいと思います。僕は、可児市については、給料の削減はせんでもいいという考えを持っております。

財政課長（渡辺達也君） 今、林委員からもお話しございましたので、今このぐらいの規模だったら1,000人おってもいいんじゃないかとぐらいのお話しございましたので、今人件費として御参考までに申し上げておきます。

職員の人件費ですが、職員1人当たりの人件費は、県内でも低いほうから見て県内第1番目でございます。

可児市の人口1万人当たりの人件費でございますが、類似団体といって同じような団体ですね。これは全部で42団体ございますけど、その中で、またよく言われるのが、物件費に当て込んでいる短時間勤務の職員ですね。これを外しているんじゃないかと言われてですけど、それも含めまして、同じいわゆる正職員の人件費と短時間労働の臨時職員の人事コスト、同じく含めましても、人口1万人当たりの人件費というのは、類似団体では一番低いと。なおかつ、その人口1万人当たりの正職員の数も最低ということで、最後に、ちなみに、市というのは政令指定都市とか中核市とか特例市などのような20万人以上の大きな市がございまして、それ以外の市は一般市と言うんですが、一般市が685団体ございまして、その中でも少ないほうから9番目というのが今の可児市の人件費のあり方でございます。以上です。

委員長（川上文浩君） そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。伊藤壽委員、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ないということなので、御説明ありがとうございました。

これから意見書をどうするかということで、委員のみで進めさせていただきますので、執行部の方はこれで御退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

それでは、委員会を続けさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

まずは、5月8日に岐阜県議会が出しました、これが地方自治体財政需要を的確に反映させた地方交付税の確保と地方公務員法にのっとった対応を求める意見書についてでございます。

もう1部、地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書というのが、5月16日に岐阜市議会で可決し、提出されております。

これを参考にいたしまして、お手元でございます資料ナンバー8、地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書(案)というものを作成いたしております。

それでは、ここで朗読させていただきます。

お願いします。

議会事務局書記(熊澤秀彦君) では、朗読をさせていただきます。

地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書(案)。

第183回国会に上程されていた、通常収支分の地方交付税を前年度比2.2%減とする内容が盛り込まれた平成25年度予算が平成25年5月16日に成立した。この予算では、国が政策目的を達成するために、地方固有の財源である地方交付税を一方的に削減しており、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹にかかわる問題となっている。

今般の地方交付税の削減は、国が地方公務員の給与削減を要請したことを前提としたものとされている。しかしながら、これまでも本市においては、自主的かつ独自の行財政改革により職員数及び人件費の抑制を行い、最小限の歳出でより効率的な行政サービスに努めてきたところである。

このたびの地方交付税の削減による更なる人件費削減は、地方公共団体の自主性を損なうことになり、地方自治の本旨を鑑みれば適正であるとは言えない。

また、デフレ脱却を目指す中、さらに地方公務員の人件費削減を全国的に進めれば、地方経済の消費動向や中小・地場産業で働く労働者の所得向上とは逆の影響を与え、地方のみならず、全国的にも景気回復の足枷となる危険性を包含している。

可児市議会では、地方自治の実現と地方公共団体の独立性を強化することが本来あるべき姿であると考え、国に対し下記事項について強く要望する。

1. 地方交付税の算定に当たっては、国の政策に基づく一方的な削減を行うことなく、地方交付税法の趣旨にのっとり、自治体の財源需要に見合った適正かつ客観的な算定に努めること。

2. 地方公務員の給与は地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであることから、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月4日、可児市議会議長。

以上です。

委員長(川上文浩君) ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時12分

委員長（川上文浩君） それでは、委員会を再開させていただきます。

ただいま朗読していただきました、地方交付税の適正な算定及び地方自治の尊重を求める意見書につきまして、提出について委員会発議とすることに関しまして、御承認いただける方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございました。

それでは、この読み上げた文章の記、第2項の、地方公務員の給与は地方公務員法により、個々の自治体が条例に基づき自主的に決定するものであることから、その自主性を尊重するというに変更した上で、この意見書を委員会発議として本会議に提出するということで進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて委員会を終了させていただきます。

きょうは、長い時間御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後4時12分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 5 月20日

可児市総務企画委員会委員長